

滝川市事業者応援給付金のお知らせ

滝川市事業者応援給付金とは??

新型コロナウイルス感染症の影響によって、厳しい経営状況におかれている事業者の皆さんを支援するため、市独自の応援金を給付します。



1法人又は1個人事業者につき

10万円

を給付します

対象となる事業者は??

滝川市内で事業を営む事業者のうち、一定の給付要件に該当すれば、中堅・中小企業やフリーランスを含む個人事業者、医療法人やNPO法人など、幅広く対象となります。



フリーのウェブデザイナーやカメラマン、請負の大工など、確定申告書上の「事業収入」を得ている事業者であれば、どなたも対象となります。

一定の給付要件とは??

令和2年1月以降の事業収入において、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること、また、申請日時点において、国の持続化給付金の支給要件に該当しないこと等が要件となります。



平成31年1月以降に開業した事業者（業歴3か月以上）については、前年と単純比較ができないため、別途特例措置があります。詳しくは次ページをご確認ください。

申請期間

令和2年7月1日(水)から9月30日(水)まで

申請方法

所定の申請書に添付書類を添え、郵送にて提出

STEP 1

滝川市事業者応援給付金給付申請書に必要事項を記載



STEP 2

売上台帳や申告書写しなどの必要添付書類を準備



STEP 3

滝川市事業者応援給付金事務局に郵送にて提出

※ 申請書は、市公式ホームページに掲載しているほか、滝川市役所、滝川商工会議所、江部乙商工会に設置しております。

※ 申請から概ね2週間程度で給付決定通知書を送付、指定口座に入金となります。

〒073-8686

滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所
滝川市事業者応援給付金事務局

TEL 0125-28-8044

詳しい給付要件や申請書類は、次ページをご確認ください

給付対象者

- ① 滝川市内において事業を営む法人又は個人事業者であって、今後も事業を継続する意思があること。(ただし、法人の場合は、資本金10億円未満の中堅企業であること。)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から申請日前月までのいずれかの月において、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること。
※ この減少要件については、事業者の開業日等によって要件が異なります。詳しくは、右記「事業者区分別の給付要件」より該当する区分をご確認ください。
- ③ 申請日時点において、国の持続化給付金の支給要件に該当しないこと。
- ④ 政治団体や宗教団体等の組織に該当しないこと。

合併や事業承継等によって前年と単純比較ができない事業者

事業収入を比較する2つの月の間に合併や法人化、事業承継を行っているときは、他人格であっても対象となる事業収入を用いて比較することができます。

また、特定非営利活動法人及び公益法人等の申請者にあつては、補助金や助成金を除いた営業利益を用いて比較できるほか、り災証明を受けている事業者においても、比較する事業収入を前々年等に変更することができます。

これらの特例事項の適用を希望するときは、通常の申請書類のほかに追加資料の添付が必要となるため、給付金事務局までお問合せください。

申請書類

申請にあたっては、以下に記載する必要書類を作成し、下記事務局まで郵送により申請してください。 ※申請書を除き、すべて写しの提出で可。

《法人事業者》

- ① 滝川市事業者応援給付金給付申請書(請求書)(別記第1号様式)
- ② 令和2年のすべての月間事業収入がわかる資料(売上台帳、試算表等)
- ③ ②の売上と比較する月を含む事業年度の確定申告書別表1の控及び法人事業概況説明書の控
- ④ 履歴事項全部証明書
- ⑤ 滝川市内にて事業を営んでいることがわかる資料(履歴事項全部証明書に記載される法人所在地が滝川市内であるときは、省略可)
- ⑥ 法人名義の振込先口座の通帳の写

《個人事業者等》

- ① 滝川市事業者応援給付金給付申請書(請求書)(別記第1号様式)
- ② 令和2年のすべての月間事業収入がわかる資料(売上台帳、試算表等)
- ③ 令和元年年分確定申告書第1表の控及び青色申告決算書の控(白色申告者は省略可)
- ④ 滝川市内にて事業を営んでいることがわかる資料(開業・廃業等届出書等。ただし、申請者の住民登録が滝川市にあるときは省略可。)
- ⑤ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
- ⑥ 本人確認書類(申請者本人の運転免許証、旅券、個人番号カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書等)

郵送先

〒073-8686

※ 同封の返信用封筒をご利用ください。

滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所

滝川市事業者応援給付金事務局

TEL 0125-28-8044

開業(設立)した日によって給付要件が異なります。
下記より該当区分をお選びください。

平成30年12月31日以前に開業した事業者

区分 A

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、前年同月比で30%以上50%未満減少した月がある。
 - ② 「前年の総事業収入－(減少月×12)」が、10万円以上ある。
- ※ 前年の総事業収入とは、法人事業者の場合、比較対象する月の属する事業年度の総額となり、個人事業者の場合、令和元年の事業収入の総額となります。
- ※ 事業収入の算定については、確定申告において計上する事業収入と同様の取り扱いとなります。

上記給付要件②が非該当となった事業者であっても、「月あたりの収入変動が大きい事業者」に該当するときは、下記給付要件にて判定することが可能です。

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、連続した3か月の合計が前年同一期間比で30%以上50%未満減少した期間がある。
- ② 「前年の①と同一期間の事業収入－①の期間の事業収入」が、10万円以上ある。

区分 B

- ※ 「月あたりの収入変動が大きい事業者」かどうかの判断については、「前年の①と同一期間の事業収入」が、その事業収入の属する事業年度の総事業収入の50%以上に相当する(個人事業者の場合は、令和元年の事業収入の50%以上に相当する)かどうかによって判断します。

平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した事業者

区分 C

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、令和元年の年間事業収入から算出する月平均と比較して、30%以上50%未満減少した月がある。
 - ② 「(前年月平均×12)－(減少月×12)」が、10万円以上ある。
- ※ 前年の月平均収入額は、令和元年の事業収入を、設立した月から令和元年12月までの月数で除した金額となります。
- ※ この取り扱いは、個人、法人同様の取り扱いとなります。

令和2年1月以降に開業した事業者

区分 D

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、任意の1か月とその1か月を含む3か月平均を比較して、30%以上減少した。
- ② 「(3か月合計×4)－(減少月×12)」が、10万円以上ある。